

建築用木材の転換促進支援事業助成金公募要領
(第2次募集)

5 全木連発第1023号
令和5年6月6日
令和5年9月8日改正

第1 (総則)

建築用木材の転換促進支援事業(以下「利用事業」という。)に係る公募については、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程(令和5年5月16日付け5全木連発第1019号)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとします。

第2 (用語及び定義)

本規程で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

1 品質・性能の確かな国産の製品等

製材(JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの)、CLT及びその他JAS構造材。

2 JAS製材

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定された日本農林規格(以下「JAS規格」という。)の「製材(JAS 1083)」及び「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS 0600)」として格付が行われた木材製品で、乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る。

3 乾燥材

製材のうち乾燥材であることについて第三者(申請者や木材供給者以外の者)による認証を受けたもの(天然乾燥材を含む。)

4 JAS構造材

JAS規格の「製材(JAS 1083)」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材(乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る。),「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS 0600)」、「直交集成板(JAS 3079)」、「集成材(平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)」のうち構造用集成材、「単板積層材(JAS 0701)」のうち構造用単板積層材、「合板(平成15年2月27日農林水産省告示第233号)」のうち構造用合板及び「構造用パネル(JAS 0360)」として格付が行われた木材製品をいう。

5 CLT

JAS構造材のうち直交集成板をいう。

6 その他JAS構造材

JAS構造材のうち、構造用集成材、構造用単板積層材、構造用合板及び構造用パネルをいう。

7 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。

8 施工利用

利用事業のうち、第6で規定された利用事業の対象とすることができる建築物の施工において、品質・性能の確かな国産の製品等を利用する取組をいう。

9 設計利用

利用事業のうち、第6で規定された利用事業の対象とすることができる建築物の設計において、品質・性能の確かな国産の製品等を利用する取組をいう。

10 設計費

意匠設計費と構造設計費をいう。

11 利用事業者

利用事業の申請により採択された事業者をいう。

12 調達費

木材製品に係る購入価格に工場でのプレカット加工及び施工地までの運搬に要する経費を加算した金額をいう。

13 柱

建築物の管柱や通し柱等の垂直方向に設置する構造材（間柱は除く。）をいう。枠組壁工法の場合、縦枠及び上下枠をいう。

14 横架材

建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋、土台など水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材をいう。枠組壁工法の場合、床根太、端根太、頭つなぎを含める。丸太組構法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材等を含める。

第3（公募対象助成事業）

利用事業が採択された利用事業者には、別添1「建築用木材の転換促進支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第4（利用事業への申請の要件）

利用事業に申請する者は、以下1、2に掲げる要件のうち申請する区分の全ての要件に加え、3に掲げる要件を満たす者とし、ただし、1、2の両方に申請を行う場合は、全ての要件を満たす者とし、なお、設計利用のみの申請は認めないものとします。

1 施工利用

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において利用事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象建築物の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

2 設計利用

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき都道府県知事の登録を受けた者で、利用事業に申請する建築物の設計者であること。

3 共通

(1) 別添1に定める事業内容を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること。

(2) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者である

こと。

- (3) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- (4) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去 5 年以内にこれらに該当したことがある者（本規程において「反社会的勢力」という。）ではないこと。

第 5（申請の上限）

利用事業者が申請できる一者当たりの都道府県単位での上限件数は、次の 1 から 2 の場合を除き、2 件までとします。なお、同一建築物において施工利用と設計利用の双方を申請する場合は 1 件として数えるものとします。ただし、次に掲げる場合は、都道府県単位で 3 件以上の申請ができるものとします。

- 1 利用事業者が都道府県単位で 3 件又は 4 件を申請する場合、以下の要件を満たすこととします。
 - (1) 3 件目の利用事業の申請を行うまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）（以下「クリーンウッド法」という。）に基づき別添 2 の登録実施機関から登録を受けていること。
 - (2) 次のいずれかの要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 木材 S C M（サプライチェーンマネジメント）支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）の登録者であること。
 - イ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した J A S 構造材生産施設を有する事業者との共同申請をする者であること。
 - ウ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）（以下「都市の木造化推進法」という。）に基づく建築物木材利用促進協定を国又は地方公共団体と直接締結した者（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない）であること。
 - エ 建築物木材利用促進協定を締結した事業者である建築主との共同申請をする者
- 2 利用事業者が都道府県単位で 5 件の申請を行う場合、1 の（1）を満たすことに加えて、（2）のウ又はエを満たすこととする。

第 6（利用事業の対象とすることができる建築物）

利用事業の対象とすることができる建築物は次の要件を満たすものとします。

- 1 建築主が国でないもの。
- 2 3 階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅で、木造又は木造とその他構造との混構造のもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。

- 4 申請物件の新築及び増改築する延べ床面積(木造部に限る。)が 10 m²を超えるものであること。
- 5 以下のいずれかを満たすこと
 - (1) 申請物件の柱及び横架材の総材積の半数以上に製材(J A S製材(乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る。))又は乾燥材であることを確認できたもの)を使用すること。
 - (2) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 1 条の 3 に定める構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積(m²)(木造部に限る。)に 0.05 (m³/m²) を乗じた値以上の材積の C L Tを使用すること。
- 6 利用事業の成果を林野庁又は全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。

第 7 (助成対象)

利用事業の助成対象は以下に定めるものとします。

- 1 利用事業者が行う施工利用において、助成の対象となる木材(以下「助成対象木材」という。)は、以下に定めるものとする。なお、助成対象木材は、利用事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材とします。
 - (1) 第 6 に定める要件を満たす建築物において使用される製材(J A S製材又は乾燥材であることを確認できたもの)及び C L T
 - (2) 第 6 に定める要件を満たす建築物において使用されるその他 J A S 構造材。ただし、第 6 に定める要件を満たす建築物において使用される製材(J A S製材又は乾燥材であることを確認できたもの)及び C L T の総材積を助成上限材積とする。
- 2 利用事業者が行う設計利用において、第 6 に定める要件を満たす建築物の木造部の設計に係る設計費を助成対象(以下「助成対象設計費」という。)とします。

第 8 (助成金額)

助成金額は、施工利用及び設計利用の区分ごとに次のとおりとします。

1 施工利用

助成金額は以下の(1)、(2)及び(3)を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の金額を切り捨てた金額とします。

なお、助成金額は 1 棟の建築物における施工利用に対し、1,500,000 円を上限とします。

- (1) 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、① J A S 製材及びその他 J A S 構造材(構造用合板及び構造用パネルを除く。)の材積の合計に 66,000 円/m³ を乗じた金額、② 乾燥材の材積の合計に 63,000 円/m³ を乗じた金額、③ C L T の材積の合計に 140,000 円/m³ を乗じた金額並びに④ 構造用合板及び構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた金額を加算した金額。
- (2) 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、① J A S 製材及びその他 J A S 構造材(構造用合板及び構造用パネルを除く。)の材積の合計に 66,000 円/m³ を乗じた金額、② 乾燥材の材積の合計に 63,000 円/m³ を乗じた金額、③ C L T の材積の合計に 140,000 円/m³ を乗じた金額並びに④ 構造用合板及び構造用パネルの調達費に 1/2 を乗じた金額を加算した金額。
- (3) 利用事業で使用した J A S 製材、その他 J A S 構造材(構造用合板及び構造用パネルを除く。)及

びCLTの材積の調達費に、使用した構造用合板及び構造用パネルの調達費に1/2を乗じた金額を加算した金額。

2 設計利用

助成対象設計費に1/2を乗じた金額で1,000円未満の金額を切り捨てた金額とします。

ただし、混構造の物件にあつては、設計費の全額を対象建築物の総床面積で除した金額に木造部の床面積を乗じた金額に1/2を乗じた金額で、1,000円未満の金額を切り捨てた金額とします。

なお、1棟当たりの助成金額は、木造部の床面積に12,700円を乗じた金額に1/2を乗じた金額で、1,000円未満の金額を切り捨てた金額を上限とします。

3 同一建築物で施工利用と設計利用を申請する場合の助成金額は、1により算出した金額と2により算出した金額の合計額とし、それぞれの利用事業についてそれぞれの上限額を超えないものとします。

第9 (利用事業申請書類の提出等)

利用事業を申請する者は、建築用木材の転換促進支援事業申請書(様式第1号)及び付属資料を申請物件が所在する都道府県の地域木材団体(別添3)を経由して、全木連に提出するものとします。

第10 (利用事業申請の受付について)

地域木材団体は、利用事業の申請者に対して建築用木材の転換促進支援事業受付書(様式第2号)を通知します。

第11 (利用事業申請書等の提出期限・提出物)

1 提出期限

令和5年7月10日(月)から令和5年7月28日(金)17時(必着)までとします。なお、予算の状況により、提出期限前に締め切る場合があります。

2 申請書の提出場所 別添2の利用事業に申請する物件の住所にある地域木材団体とします。

(注)郵送の場合は、封筒に「建築用木材の転換促進支援事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、利用事業の内容等に関するお問い合わせ先

(事務局) 一般社団法人全国木材組合連合会 建築用木材の転換促進支援事業事務局

4 提出していただくもの

(1) 第9に規定する転換事業申請書及び付属資料

(2) 申請物件の利用材が判別可能なように明瞭に色分け(凡例を表示すること。)された配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図等

(3) 建築確認申請等の写し(受付印のあるもの又は建築確認の電子申請が証明できる書類)

(4) 申請物件に使用される木材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書等(種類ごとに数量、金額が確認できるもの。)

(5) 施工者として確認できる者から建築用木材の転換促進支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書

5 提出に当たっての留意事項

- (1) 提出した利用事業申請書は、返却しません。
- (2) 提出した利用事業申請書は、変更又は取り消しはできません。
- (3) 利用事業申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。

第12 (利用事業の採択について)

全木連は、提出された建築用木材の転換促進支援事業申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で利用事業の採択・不採択を決定し、利用事業の申請者に対して建築用木材の転換促進支援事業審査結果通知書(様式第3号)を通知します。

第13 (利用事業の実施及び注意点)

- 1 施工利用にあつては、公募を開始した日以降に発注した助成対象木材を助成対象とします。
- 2 設計利用にあつては、先に公募開始を公表した5月23日以降に設計契約を締結した設計、又は設計業務の発注者自身が設計を行う場合は当該日以降にその経費が発生した設計を助成対象とします。
- 3 第12で通知する審査結果通知書(様式第3号)の日付前の建て方完了は、助成対象外とします。

第14 (利用事業の申請の取下げ)

- 1 利用事業者は、利用事業の実施が困難となった場合においては、速やかに建築用木材の転換促進支援事業採択取り下げ申請書(様式第4号)を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- 2 利用事業の申請者は、事業申請から第12の規定による通知の日付までの期間に事業主の変更等があった場合は、速やかに全木連に連絡し、その指示を受けなければなりません。
- 3 共同申請された利用事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式第1号により再度申請をするものとします。
- 4 全木連は、建築用木材の転換促進支援事業採択取り下げ申請書(様式第4号)の内容を審査した上で、建築用木材の転換促進支援事業採択取り下げ承認書(様式第5号)により、利用事業者に申請の承認を通知するほか、助成要件に重大な影響が生じないと判断される場合は、事業実施継続について指示するものとします。

第15 (状況の報告)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、利用事業者に対し、利用事業の進行状況に関する報告を求めることができるものとします。

第16 (利用事業の対象建築物の確認)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、利用事業の対象建築物における助成対象木材の使用状況及び関係書類の内容等を確認することができるものとします。

第17 (交付申請書の提出)

- 1 利用事業者は、事業完了(助成対象木材による建築物の建て方完了をいう。)後、交付申請書(様式第6号—1)と以下に掲げる資料1部を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和5年11月30日(木)のいずれか早い期日までに、申請物件が所在する都道府県に係る別添3の地域木材団体を經由して、全木連に提出してください。

- (1) 利用事業で得られた製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）及びJAS構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書
 - ①製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）を使用した利用事業者は、様式6号—2（製材）
 - ②CLTを使用した利用事業者は、様式6号—3（CLT）
 - (2) 交付金額の査定に必要となる資料（契約書、請求書、領収書、納品書等の内訳明細で、助成対象木材の購入費、木材加工費及び運搬費等の詳細が記載されたもの並びに図面等）
 - (3) 工事記録写真（申請する建築物の施工現場に助成対象木材を荷受けした写真及び助成対象木材の施工状態がわかる写真）
 - (4) 公募を開始した日以降に助成対象木材の発注があったことを証明する資料（発注書(明細書含む。)、材料指示書等）
 - (5) 設計利用を申請する場合、先に公募開始を公表した5月23日以降に設計契約を締結したこと又は設計業務の発注者自身が設計を行う場合は当該日以降に設計費が発生したことを証明する資料
 - (6) 申請する建築物において、助成対象木材がどこに使われているか判別可能な平面図、軸組図、梁伏せ図等
 - (7) 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請等又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築確認申請等又は建築工事届のコピー
 - (8) 助成対象木材がクリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面
- 2 利用事業者は、第1項の交付申請書（様式第6号—1）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第18（助成金の額の確定等）

- 1 全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が利用事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付決定通知書（様式第7号）を利用事業者へ通知するものとします。ただし、交付すべき助成金の額については、応募状況に応じて、一部減額して確定する場合があります。
- 2 審査の結果、その申請が利用事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、その旨を記載した建築用木材の転換促進支援事業不採択通知書（様式第8号）を利用事業者へ通知するものとします。

第19（助成金の支払い）

利用事業者は、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付決定通知書（様式第7号）により助成金の支払いを受けようとするときは、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付請求書（様式第9号）を全木連に提出しなければなりません。

第20（交付決定の取り消し等）

- 1 全木連は、利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。

- (1) 第17に定める交付申請書(様式第6号-1)及び添付する書類を提出しなかった場合。
 - (2) 第9に定める建築用木材の転換促進支援事業申請書(様式第1号)の内容が第17に定める交付申請書(様式第6号-1)と著しく異なる場合。
 - (3) 利用事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、利用事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、利用事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- 2 利用事業者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければなりません。
 - 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第21(経理書類の保管等)

利用事業者は、利用事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用し、公表できるものとします。

(附則)

この要領は、令和5年6月6日から施行するものとします。

別添 1

建築用木材の転換促進支援事業の内容について

1 趣 旨

我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に蓄積量が増加している中で、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮のうえで、森林の適切な整備・保全が必要となっており、そのためには、森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化、森林の適切な管理に結び付けることが重要です。

そのため、これら豊富な森林資源を可能な限り利用するとともに、海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に向けて、住宅分野への木材利用において、品質・性能の確かな国産の製品等への転換とその普及を図ることにより、国内生産のシェアを拡大していくことが重要となっています。

2 事業概要

海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築に向けて、丸太の有効活用にも資する製材の利用比率の向上を目指すこととして、建築事業者、設計者等が、住宅の主要構造部（柱及び横架材）等に品質・性能の確かな国産の製品等（J A S 構造材等）を利用する取組に対して必要な経費の一部を助成する事業となります。また、この取組を行った事業者から、国産の製品等の利用に係る課題やメリット等の情報を報告していただきます。

別添2

クリーンウッド登録実施機関

- ・ 公益財団法人日本合板検査会
- ・ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- ・ 一般財団法人日本ガス機器検査協会
- ・ 一般社団法人日本森林技術協会
- ・ 一般財団法人建材試験センター
- ・ 一般社団法人北海道林産物検査会

別添 3

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条西 5丁目1番地 林業会館3階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104- 1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1- 8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t:mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0071	さいたま市浦和区上木 崎 6-37-17	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9- 149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市德行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1- 7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合 技術センター木材研究 所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8233	福井市合島町 3 号 1 番	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	info@s-mokkyo.com
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内 畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinovosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社)岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社)広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社)山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	781-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10- 27 天神チクモクビル 3 F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nify.com
(一社)佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 佐賀県森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-11- 14 熊本県木材利用普及 研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@mivazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺 1-12-15 町田アパート 301	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp

建築用木材の転換促進支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名（共同申請の場合は代表会社）
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件における利用事業（施工利用、設計利用）*について必要な資料を添えて申請します。

*括弧の中は該当するものにを付けてください。

記

1. 申請者の概要（該当するメニューについて記載）

(1) 施工利用の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	所属： 氏名：
2. 事業担当者の連絡先	〒 住所： Tel: Fax: E-mail*:
3. 共同申請者の有無（有る場合 <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合、「様式1号（共同申請）」に必要事項を記載し提出

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計利用の申請者

※設計利用のみの申請はできません。

1. 事業担当者の所属・氏名	所属： 氏名：
2. 事業担当者の連絡先	〒 住所： Tel: Fax: E-mail*:
3. 共同申請者の有無（有る場合 <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合、「様式1号（共同申請）」に必要事項を記載し提出

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

別添のとおり

様式第1号（共同申請）

共同申請者
連携①
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携②
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携③
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携④
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携⑤
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携⑥
事業者名

代表者職名・氏名

印

建築用木材の転換促進支援事業申請書付属資料

要記入・選択箇所

I. 施工利用

1. 事業番号	申請時空欄（事業申請受付後に決定します。）		
2. 事業者名			
3. 物件名			
4. 物件の所在地			
5. 建築確認申請の物件の用途	用途：（ドロップダウンリストから選択） 用途番号：		
6. 階数・区分	階数： 地上 階 地下 階	区分： <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築	
7. 延べ床面積	建築確認申請の延べ床面積： m ² （このうち木造部の床面積： m ² ）		
8. 該当する申請の要件の選択（第6の5関係）			
該当する申請の要件に☑を入れてください。次のいずれかの要件を満たす必要があります。			
<input type="checkbox"/> （1）柱及び横架材の総材積の半数以上に製材を使用 <input type="checkbox"/> （2）構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積（m ² ）（木造部に限る。）に0.05（m ³ /m ² ）を乗じた値以上の材積のCLTを使用			
9. 助成対象木材の建て方完了予定月	令和 年 月	<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	旬ころ
10. 申請の要件を満たす確認情報等			
(1) 施工利用（第4の1関係）			
ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において利用事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象建築物の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 共通（第4の3、第6の3関係）			
ア 公募要領別添1に定める事業を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有しています。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
イ 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ウ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けていません。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
エ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、過去5年以内に反社会的勢力に該当したことがある者ではありません。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
オ 建築物の基礎より上部の躯体部分について、事業申請者・建築主共に本事業以外に国や地方公共団体等からの補助や助成を受けていません。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
カ（オで「いいえ」を選択した場合）補助や助成を受けるのは、次の者です。		<input type="checkbox"/> 事業申請者	<input type="checkbox"/> 建築主
キ（カで「事業申請者」を選択した場合）本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を添付しました。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ク（カで「建築主」を選択した場合）本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を別紙2に添付しました。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ケ 申請後、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、他の補助金を受けた場合は速やかに報告します。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

○3件以上申請する場合は、次欄も記載する。(※)			
(1)	クリーンウッド法登録番号：	登録年月日：	年 月 日
(2)	①木材SCM支援システム「もりんく」の登録者		<input type="checkbox"/>
	②安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請		<input type="checkbox"/>
	③「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づく建築物木材利用促進協定の締結者		<input type="checkbox"/>
	④建築物木材利用促進協定を締結した事業者との共同申請		<input type="checkbox"/>
※(1)は必須、かつ(2)は①、②、③及び④のいずれか該当する項目に☑を入れ、該当することを証明する資料を添付する。(都道府県単位で3件又は4件の応募をする場合は①から④までのいずれかを満たすこと、都道府県単位で5件の応募をする場合は③又は④を満たすこと)			

※別紙1、別紙2及び別紙3を添付すること。

II. 設計利用

1. 事業番号	申請時空欄(事業申請受付後に決定します。)		
2. 事業者名	上記Iと同じ場合☐ ⇒ 異なる場合記入：		
3. 設計契約年月日	令和	年	月 日
4. 申請の要件を満たす確認情報			
(1) 設計利用(第4の2関係)			
ア	建築士法の登録を受けています。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
(2) 共通(第4の3、第6の3関係) ※上記Iと同じ事業者の場合でも再度確認をお願いします。			
ア	公募要領別添1に定める事業を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有しています。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
イ	利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
ウ	「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けていません。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
エ	自ら又は実質的に経営権を有する者が、過去5年以内に反社会的勢力に該当したことがある者ではありません。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
オ	建築物の基礎より上部の躯体部分について、事業申請者・建築主共に本事業以外に国や地方公共団体等からの補助や助成を受けていません。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
カ	(オで「いいえ」を選択した場合) 補助や助成を受けるのは、次の者です。	<input type="checkbox"/>	事業申請者
		<input type="checkbox"/>	建築主
キ	(カで「事業申請者」を選択した場合) 本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を添付しました。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
ク	(カで「建築主」を選択した場合) 本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を別紙2に添付しました。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ
ケ	申請後、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、他の補助金を受けた場合は速やかに報告します。	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	いいえ

※別紙1、別紙2及び別紙3を添付すること。

助成対象木材の明細

※要記入箇所：
※自動計算箇所：

1. 総木材使用量

単位：m³（小数点以下切り捨て整数）

区分	総量	うち国産材**
物件に使用する全ての木材の総量*	m ³	m ³

* 申請物件に係るすべての木材使用量（ただし、パーティクルボード、繊維板を除く。）を記入。

** 現時点でわかる範囲で記入してください（詳細不明の場合は未記入で構いません）。

2. 助成要件に係る木材使用量

(1) 製材の木材使用量（柱及び横架材の総材積の半数以上に製材を使用する場合）

区分	総量	うち国産材*
①申請物件の柱及び横架材に使用する木材の総量	m ³	m ³
②申請物件の柱及び横架材に使用する木材の総量の1/2	0.0000 m ³	0.0000 m ³
③申請物件の柱及び横架材に使用する製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できるもの）の総量	m ³	m ³
③が②以上となっているかどうか（○/×）		

* 現時点でわかる範囲で記入してください（詳細不明の場合は未記入で構いません）。

(2) CLTの木材使用量（構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積（m²）に0.05（m³/m²）を乗じた値を超える材積のCLTを使用する場合）

区分	総量	うち国産材*
①申請物件の延べ床面積（木造部に限る。）	m ²	
②申請物件の延べ床面積（木造部に限る。） ×0.05（m ³ /m ² ）	0.0000 m ³	
③構造耐力上主要な部分において使用するCLT	m ³	m ³
③が②以上となっているかどうか（○/×）		

* 現時点でわかる範囲で記入してください（詳細不明の場合は未記入で構いません）。

3. 事業申請時に算定する助成金額

(1) 施工利用

単位：m³（小数点以下5位切り捨て）、円

助成対象木材の種類	JAS材等の使用量の合計	単価	材積×単価	①単価による金額計	③算定額（①+②）	
単価による金額	JAS製材	66,000	0	0	0	
	その他JAS構造材*		0			
	乾燥材（確認できたもの）		63,000			0
	JAS直交集成板（CLT）		140,000			0
	小計	0.0000				
調達費による金額	調達費の予定額**				②調達費の1/2	
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き***		調達費計
	JAS構造用合板					0
	JAS構造用パネル					0
	小計				0	

* JAS構造用合板及びJAS構造用パネルを除く。

** 調達費は、調達費算定表の「事業申請出力結果」シートの「調達費内訳」から移記する。

*** 値引き額は、正の値（マイナスをつけない数字）で入力する。

(2) 設計利用

延べ床面積	うち木造部の床面積	設計費*	④算定額（設計費の1/2）
m ²	m ²	円	円

* 設計費には建築物全体の設計費（意匠設計・構造設計）を入力する

(3) 上限額

ア 施工利用 1,500,000 円/棟

イ 設計利用 助成対象の面積 0.00 m² × 12,700 円/m² × 0.5 = 0 円

(4) 事業申請時に算定する助成金額

3 (1) ③と (2) ④を加算した金額。

ただし (1) (2) の項目において上限額を超える場合は、上限額を用いて計算の上、記入する。（千円未満切り捨て）

施工利用	設計利用	合計
0 円	0 円	0 円

建築用木材の転換促進支援事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

(事業申請者の名称及び代表者氏名)

名称：

代表者氏名：

様

(建築主の住所・氏名等)

住所：

氏名：

印

物件の名称：

(建築確認申請書の物件名)

1. 事業申請者が建築用木材の転換促進支援事業（以下「利用事業」という。）に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名：

補助金等の交付の主体：

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2. 1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

3. 全木連が、利用事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック

4. 全木連が必要に応じて、利用事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック

国産材等の利用に関する取組の状況

本事業を申請するにあたり、申請者は国産材等の利用に関する取組の状況を報告していただきます。

「1. 施工における取組」については必ず記入してください。

「2. 設計における取組」については、設計利用にも申請する場合であって、設計事業者が施工事業者と異なる場合（共同申請する場合）にのみ、設計事業者の取組について記入ください。

※要記入箇所：

1. 施工における取組（令和4年度実績）

- (1) 申請者の主な活動地域
- (2) 申請者の木造住宅の年間供給戸数
- (3) 主に建築する住宅の種類
- (4) 主に使用する木造住宅の工法
- (5) 住宅の設計も自社で取り組んでいますか

(6) 建築した住宅における部材別の国産材・輸入材の使用割合、主に使用した製品・樹種

	柱 (管柱・通し柱)	横架材		羽柄材 (間柱、筋交い等)	面材 (床、外壁、屋根等)	内装材・造作材
		土台等(土台、大引、母屋、棟木)	土台等以外			
①各部材における国産材の使用割合						
②各部材において主に使用した製品						
③ ②で選択した製品の主な樹種						

※枠組壁工法の場合、縦枠・上下枠は柱材に含め、床根太・端根太・頭つなぎは横架材のうち土台等以外に含める。

※丸太組工法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材は横架材のうち土台等以外に含める。

(7) 国産材の利用に関する現在(又は今後)の取組内容を具体的に記載してください。

2. 設計における取組（令和4年度実績）

- (1) 申請者の主な活動地域
- (2) 申請者の木造住宅の年間供給戸数
- (3) 主に建築する住宅の種類
- (4) 主に使用する木造住宅の工法
- (5) 住宅の施工も自社で取り組んでいますか

(6) 建築した住宅における部材別の国産材・輸入材の使用割合、主に使用した製品・樹種

	柱 (管柱・通し柱)	横架材		羽柄材 (間柱、筋交い等)	面材 (床、外壁、屋根等)	内装材・造作材
		土台等(土台、大引、母屋、棟木)	土台等以外			
①各部材における国産材の使用割合						
②各部材において主に使用した製品						
③ ②で選択した製品の主な樹種						

※枠組壁工法の場合、縦枠・上下枠を柱材に含め、床根太・端根太・頭つなぎを横架材のうち「土台等以外」に含める。

※丸太組工法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材を含める。

(7) 国産材の利用に関する現在(又は今後)の取組内容を具体的に記載してください。

--

※添付する付属資料チェックシート

添付したものに☑

- 1. 様式第1号、別添、別紙1、別紙2、別紙3
- 2. 建築主による要件確認及び同意書 様式第1号 別紙2（写し）
（他の補助事業を併用する場合は国費が含まれないことを確認した資料も添付）
- 3. 調達費算定のもとになった資料（見積内訳（明細）書等）→合法性の確認を明記
- 4. Excelシート『調達費算定表』を info@moku-tenkan.jp宛メールで別途送付
- 5. 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し（許可証の有効期間を確認すること）
- 6. 建築基準法第6条の規定による建築確認申請書一式の写し（受付印のあるもの又は建築確認の電子申請が証明できる書類）
- 7. 建築士事務所登録の写し（設計支援の場合）
- 8. 助成対象のJAS構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図（X・Y通ごと各1面）及び梁伏せ図（各階）
添付する図面に☑
 - 配置図
 - 平面図
 - 立面図
 - 床伏せ図（各階）
 - 小屋伏せ図
 - 軸組図（X・Y通ごと各1面）
 - その他（ ）
- 9. 製材のうち乾燥材の利用を申請する場合、乾燥材であることについて第三者による認証を受けた証明書（見積内訳（明細）書、注文書、納品書等）
- 10. 設計支援の申請を行う場合、算定金額の根拠が分かる資料（見積書など）
- 11. 助成金振込先の資料（金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、番号、名義）
- 12. 建築確認申請の施工者から委譲を受けた下請け（「木工事業者」が申請する場合）は委譲書、物件の施工者と確認できる資料（契約書等）を添付すること。
※事業申請者と建築確認申請書の施工者が異なる場合

（3件以上申請する場合）

※次の4つのいずれかの資料（様式第1号別添の表10の「○3件以上申請する場合は、次欄も記載する」の（2）で選択した項目に該当するもの）

- ① 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者であることを示す資料
- ② 交付規程第4の7に基づく様式第1号（共同申請）及び安定供給協定の締結等の事実を示す資料
- ③ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15号の建築物木材利用促進協定に基づく協定締結者
- ④ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請を示す資料

様式第2号

令和 年 月 日

建築用木材の転換促進支援事業受付書

会社名

代表者名

様

地域木材団体名

代表者名

御社より申請がありました建築用木材の転換促進支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。

なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付 No.

建築用木材の転換促進支援事業審査結果通知書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

(※採択の場合)

御社より提出された建築用木材の転換促進支援事業にかかる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。

なお、建築用木材の転換促進支援事業の実施に当たっては、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき実施願います。

(※不採択の場合)

御社より提出された建築用木材の転換促進支援事業にかかる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。

記

受付番号

利用事業 No.

建築用木材の転換促進支援事業採択取り下げ申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

建築用木材の転換促進支援事業で採択された事業について、事業の実施が困難になったため、採択の取り下げを申請します。

利用事業 No.	
建築物名	
取り下げ理由	

様式第 5 号

令和 年 月 日

建築用木材の転換促進支援事業採択取り下げ承認書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

御社より申請された建築用木材の転換促進支援事業にかかる取り下げ申請について、承認されましたので通知します。

利用事業 No.	
建築物名	

建築用木材の転換促進支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名（共同申請の場合は代表会社）
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件における利用事業（施工利用・設計利用）[※]について必要な資料を添えて助成金の交付を申請します。

※括弧の中は該当するものに☑を付けてください。

記

1. 申請者の概要（該当するメニューについて記載）

(1) 施工利用の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	所属： 氏名：
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所： Tel: Fax: E-mail*:	
3. 共同申請者の有無（有る場合☑）	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合、「様式6号－1（共同申請）」に必要事項を記載し提出

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計利用の申請者

※設計利用のみの申請はできません。

1. 事業担当者の所属・氏名	所属： 氏名：
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所： Tel: Fax: E-mail*:	
3. 共同申請者の有無（有る場合☑）	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合、「様式6号－1（共同申請）」に必要事項を記載し提出

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

別添のとおり

様式第6号-1 (共同申請)

共同申請者
連携①
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携②
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携③
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携④
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携⑤
事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者
連携⑥
事業者名

代表者職名・氏名

印

別添

建築用木材の転換促進支援事業助成金交付申請書付属資料

要記入・選択箇所

I. 施工利用

1. 事業番号			
2. 事業者名			
3. 物件名			
4. 物件の所在地			
5. 建築確認申請の物件の用途	実績	用途：（ドロップダウンリストから選択） 用途番号：	
6. 階数・区分	実績	階数： 地上 階 地下 階	区分： <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
7. 延べ床面積	実績	建築確認申請の延べ床面積： （このうち木造部の床面積：	
		m ² m ² ）	
8. 該当する申請の要件の選択（第6の5関係）			
該当する申請の要件に☑を入れてください。次のいずれかの要件を満たす必要があります。			
<input type="checkbox"/> （1）柱及び横架材の総材積の半数以上に製材を使用			
<input type="checkbox"/> （2）構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積（m ² ）（非木造部分を除く。）に 0.05（m ³ /m ² ）を乗じた値以上の材積のCLTを使用			
9. 助成対象木材の建て方完了月	実績	令和 年 月（ <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下） 旬	

※別紙1を添付すること。

II. 設計利用

1. 事業番号			
2. 事業者名	上記Iと同じ場合☑： <input type="checkbox"/> ⇒ 異なる場合記入：		
3. 設計契約年月日	実績	令和 年 月 日	

※別紙1を添付すること。

助成対象木材の明細

※要記入箇所：
※自動計算箇所：

1. 総木材使用量

単位：m³（小数点以下切り捨て整数）

区 分	総 量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量*	m ³	m ³

* 申請物件に係るすべての木材使用量（ただし、パーティクルボード、繊維板を除く。）を記入。

2. 助成要件に係る木材使用量

(1) 製材の木材使用量（柱及び横架材の総材積の半数以上に製材を使用した場合）

区 分	総 量	うち国産材
①申請物件の柱及び横架材に使用した木材の総量	m ³	m ³
②申請物件の柱及び横架材に使用した木材の総量の1/2	0.0000 m ³	0.0000 m ³
③申請物件の柱及び横架材に使用した製材（JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの）の総量	m ³	m ³
③が②以上となっているかどうか（○/×）		

(2) CLTの木材使用量（構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積（m²）に0.05（m³/m²）を乗じた値を超える材積のCI

区 分	総 量	うち国産材
①申請物件の延べ床面積（木造部に限る。）	m ²	
②申請物件の延べ床面積（木造部に限る。） ×0.05（m ³ /m ² ）	0.0000 m ³	
③構造耐力上主要な部分において使用したCLT	m ³	m ³
③が②以上となっているかどうか（○/×）		

3. 事業申請時に算定する助成金額

(1) 施工利用

ア 事業申請時の算定額

①算定額*	円
-------	---

* 事業申請書（様式1号）別紙1における3（1）③の額を転記してください。

イ 交付申請時の実際に使用した助成対象木材による算定額

単位：m³（小数点以下5位切り捨て）、円

助成対象木材の種類	JAS材等の使用量の合計	単 価	材積×単価	②単価による金額計		④算定額 (②+③)		
				②単価による金額計	③調達費の1/2			
単価による金額	JAS製材		0	0	0	0		
	その他JAS構造材*	66,000	0					
	乾燥材(確認できたもの)	63,000	0					
	JAS直交集成板(CLT)	140,000	0					
	小計	0.0000						
調達費による金額	その他JAS構造材	調達費**			③調達費の1/2	0		
		木材費	木材加工費	運搬費			値引き	調達費計
	JAS構造用合板	0	0	0			0	0
	JAS構造用パネル	0	0	0			0	0
	小計				0	0		

* JAS構造用合板及びJAS構造用パネルを除く。

** 調達費は、ウの表から自動転記される。

ウ 実際に使用した助成対象木材の調達費による算定額

単位：円

助成対象木材の種類	調達費**					⑦算定額 (⑤+⑥)
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き***	調達費計	
JAS製材					0	⑤調達費の計
その他JAS構造材*					0	
乾燥材(確認できたもの)					0	
JAS直交集成板(CLT)					0	
小計					0	0
JAS構造用合板					0	⑥調達費の1/2
JAS構造用パネル					0	
小計					0	

* JAS構造用合板及びJAS構造用パネルを除く。

** 調達費は、調達費算定表の「事業申請出力結果」シートの「調達費内訳」から移記する。

** 値引き額は、正の値（マイナスをつけない数字）で入力する。

(2) 設計利用

ア 事業申請時の算定額

⑧算定額* 円

* 事業申請書（様式1号）別紙1における3（2）④の額を転記してください。

イ 交付申請時の算定額

延べ床面積	うち木造部の床面積	設計費*	⑨算定額（設計費の1/2）
m ²	m ²	円	円

* 設計費には建築物全体の設計費（意匠設計・構造設計）を入力する

(3) 上限額

ア 施工利用 1,500,000 円/棟

イ 設計利用 助成対象の面積 0.00 m² × 12,700 円/m² × 0.5 = 0 円

(4) 交付申請額

3（1）の①、④、⑦の中で最も低いものの金額と、（2）の⑧と⑨で低い方の金額を加算した金額。
ただし（1）（2）の項目において上限額を超える場合は、上限額を用いて計算の上、記入する。（千円未満切り捨て）

施工利用	設計利用	合計
0 円	0 円	0 円

※添付する付属資料チェックシート

(添付した資料の□欄に☑を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上、申請書と一緒に提出してください。)

1. 建築用木材の転換促進支援事業助成金交付申請書(様式第6号)
本紙及び下記の付属書類
 (1) 別添 建築用木材の転換促進支援事業助成金交付申請書付属資料
 (2) 別紙 助成対象木材の明細及び交付申請額
 (3) (3件以上申請の場合) 様式第6号(共同申請)
2. 建築用木材の転換促進支援事業報告書(様式第6号-2:第6号-3)
※使用したJAS材等に応じた報告書を記載してください。
3. 助成対象に係る木材の請求書又は領収書およびその内訳が記載された明細書
※明細書は、JAS材等の品目名、材積、金額等が部材ごとに記載されたもの
4. 調達費算定表シート
※事業のホームページからダウンロードし、請求書等の明細通り入力し調達費を算定したエクセルシートに「県名-事業申請番号-申請者名-物件名称」とファイル名を付して別途、info@moku-tenkan.jpあて送付してください。
5. 施工利用に申請する場合、公募を開始した日付以降に材料発注がなされたことが証明できる書類(材料発注書、材料指示書等)
6. 設計利用に申請する場合、公募開始を公表した日付以降に設計契約が締結されたことがわかる資料又は設計行為を伴わない場合は当該日付以降にその経緯が発生したことがわかる資料
7. 助成対象木材がクリーンウッド法(CW法)に基づき合法性を確認したことを証明する書類
 ①事業申請者が作成した合法伐採証明書(認定書等の写し)
 ②CW法に基づく登録木材関連事業者等の証明書・登録書の写し
 ③供給フロー図
 ④部材供給業者から発行された「納品書及びその明細※」
※部材供給業者から発行された出荷証明書と明細に加え、事業申請者が受領したことを証明する書類でも可
事業申請者がCW法関連の登録者 : ①及び②を提出
事業申請者がCW法関連の登録者でない場合 : ①~④を提出
8. 建築確認済証の写し。事業申請時から変更があった場合、変更確認申請書一式
9. 助成対象のJAS材等が種類ごとに明瞭に色分け、凡例が表示され判別することが可能な配置図、平面図(部屋の用途が記載されたもの)、立面図、軸組図、梁伏せ図等添付する図面に☑
 配置図 平面図 立面図
 床伏せ図(各階) 小屋伏せ図 軸組図(X・Y通ごと各1面)
 その他()
10. 製材のうち乾燥材の利用を申請する場合、乾燥材であることについて第三者による認証を受けた証明書(見積内訳(明細)書、注文書、納品書等)

11. 工事記録写真（助成対象階の助成対象木材がわかるように撮影）



添付された写真に☑

（1）JAS材

- JAS材等の種類ごとの写真（構造用製材、2×4材、構造用集成材、構造用LVL、CLT、乾燥材、構造用合板、構造用パネル）
- JAS材の種類ごとにJASマークの拡大写真
- 部材種ごとにJASマークの拡大写真

（2）乾燥材

- 乾燥材の種類ごとに県産材認証マーク等の乾燥認証拡大写真

（3）共通

- 材料荷受け時の検収写真（検収ごと）
- 部材種ごとの写真（柱、梁桁、トラス、土台、床、壁、屋根等）
- 部材種ごとに県産材認証マーク等の乾燥認証の拡大写真（乾燥材）
- 助成対象階の助成木材の施工状態がわかる内観の全体写真（黒板ない写真も撮影）
- 建て方終了時の建物の全景写真（黒板あり、黒板なしの2種類を2方向から）
- 工事名、撮影日時、撮影箇所、部材種、JAS材等の別、製品名・規格等が書かれた黒板と一緒に撮影されている。

※記録写真で確認できない部材は、助成できない場合があります。

JASマーク、乾燥材の県産材認証マーク等（乾燥材）が確認できない木材は、JAS材、乾燥材として計上することはできません。

12. そのほか助成額の査定に必要な資料



	<input type="checkbox"/> レッドウッド <input type="checkbox"/> ロシアアカマ ツ・エゾマツ <input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> 樹種不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> レッドウッド <input type="checkbox"/> ロシアアカマ ツ・エゾマツ <input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> 樹種不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> レッドウッド <input type="checkbox"/> ロシアアカマ ツ・エゾマツ <input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> 樹種不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> レッドウッド <input type="checkbox"/> ロシアアカマ ツ・エゾマツ <input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> 樹種不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> レッドウッド <input type="checkbox"/> ロシアアカマ ツ・エゾマツ <input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> 樹種不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> レッドウッド <input type="checkbox"/> ロシアアカマ ツ・エゾマツ <input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> 樹種不明 <input type="checkbox"/> その他
--	---	---	---	---	---	---

2. 主要構造部における国産材製材の使用状況及びメリット・デメリットについて（施工利用）

各部材ごとに①から⑤までの質問項目に対する回答を選択してください。国産材の使用がない場合は記入の必要はありません。

部材 質問	柱材	横架材
①これまでの施工物件と比較して、申請物件における、国産材製材（JAS材・乾燥材）の使用量は変化しましたか。（材積）	<input type="checkbox"/> 増加した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 減少した	<input type="checkbox"/> 増加した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 減少した
②国産材製材（JAS材・乾燥材）の施工上におけるメリット【複数選択可】	<価格に関すること> <input type="checkbox"/> 価格が安い <調達に関すること> <input type="checkbox"/> 納品が早い <input type="checkbox"/> 必要な寸法が入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な強度・曲げ性能のものが入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な含水率のものが入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な量が入手しやすい <input type="checkbox"/> 調達先の選択肢が多い <input type="checkbox"/> 供給が安定している <品質に関すること> <input type="checkbox"/> 強度や曲げ性能が良い <input type="checkbox"/> 品質(反り・ひねり)のばらつきが少ない <input type="checkbox"/> 施工がしやすい <input type="checkbox"/> 材面の見栄えが良い <input type="checkbox"/> 施主への印象が良い <その他>	<価格に関すること> <input type="checkbox"/> 価格が安い <調達に関すること> <input type="checkbox"/> 納品が早い <input type="checkbox"/> 必要な寸法が入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な強度・曲げ性能のものが入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な含水率のものが入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な量が入手しやすい <input type="checkbox"/> 調達先の選択肢が多い <input type="checkbox"/> 供給が安定している <品質に関すること> <input type="checkbox"/> 強度や曲げ性能が良い <input type="checkbox"/> 品質(反り・ひねり)のばらつきが少ない <input type="checkbox"/> 施工がしやすい <input type="checkbox"/> 材面の見栄えが良い <input type="checkbox"/> 施主への印象が良い <その他>

	□その他（ ）	□その他（ ）
③国産材製材 (JAS材・乾燥材)の施工上におけるデメリット【複数選択可】	<p><価格に関すること></p> <p><input type="checkbox"/>価格が高い</p> <p><調達に関すること></p> <p><input type="checkbox"/>納品が遅い</p> <p><input type="checkbox"/>必要な寸法が入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>必要な強度・曲げ性能のものが入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>必要な含水率のものが入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>必要な量が入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>調達先の選択肢が少ない</p> <p><input type="checkbox"/>供給が安定していない</p> <p><品質に関すること></p> <p><input type="checkbox"/>強度や曲げ性能が良くない</p> <p><input type="checkbox"/>品質(反り・ひねり)のばらつきが多い</p> <p><input type="checkbox"/>施工がしにくい</p> <p><input type="checkbox"/>材面の見栄えが良くない</p> <p><input type="checkbox"/>施主への印象が良くない</p> <p><その他></p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>	<p><価格に関すること></p> <p><input type="checkbox"/>価格が高い</p> <p><調達に関すること></p> <p><input type="checkbox"/>納品が遅い</p> <p><input type="checkbox"/>必要な寸法が入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>必要な強度・曲げ性能のものが入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>必要な含水率のものが入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>必要な量が入手しにくい</p> <p><input type="checkbox"/>調達先の選択肢が少ない</p> <p><input type="checkbox"/>供給が安定していない</p> <p><品質に関すること></p> <p><input type="checkbox"/>強度や曲げ性能が良くない</p> <p><input type="checkbox"/>品質(反り・ひねり)のばらつきが多い</p> <p><input type="checkbox"/>施工がしにくい</p> <p><input type="checkbox"/>材面の見栄えが良くない</p> <p><input type="checkbox"/>施主への印象が良くない</p> <p><その他></p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
④補助事業が無くても今回使用した国産材を使った建築をしたいと思いますか。	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>どちらでもない</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>どちらでもない</p>
⑤ ④の回答の理由をお聞かせください。【自由記載】		

4. 主要構造部における国産材製材の使用状況及びメリット・デメリット（設計利用）

各部材ごとに①から④までの質問項目に対する回答を選択・記入してください。

部材 質問	柱材	横架材
①これまでの設計物件と比較して、申請物件における、国産材製材（JAS材・乾燥材）の使用量は変化しましたか。（材積）	<input type="checkbox"/> 増加した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 減少した	<input type="checkbox"/> 増加した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 減少した
②国産材製材（JAS材・乾燥材）の設計上におけるメリット【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 設計の自由度が高くなる <input type="checkbox"/> 必要な構造安全性を確保しやすい <input type="checkbox"/> 施主への印象が良い <input type="checkbox"/> 設計に係る作業時間が減る <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計の自由度が高くなる <input type="checkbox"/> 必要な構造安全性を確保しやすい <input type="checkbox"/> 施主への印象が良い <input type="checkbox"/> 設計に係る作業時間が減る <input type="checkbox"/> その他（ ）
③国産材製材（JAS材・乾燥材）の設計上のデメリット【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 設計の自由度が下がる <input type="checkbox"/> 必要な構造安全性を確保しづらい <input type="checkbox"/> 施主への印象が良くない <input type="checkbox"/> 設計に係る作業時間が増える <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計の自由度が下がる <input type="checkbox"/> 必要な構造安全性を確保しづらい <input type="checkbox"/> 施主への印象が良くない <input type="checkbox"/> 設計に係る作業時間が増える <input type="checkbox"/> その他（ ）
④国産材製材を使用する設計の場合、集成材や輸入材製材を使用する場合と比べて、特に何か工夫していることはありますか。【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 特にない（又は比較したことがないのでわからない） <input type="checkbox"/> 断面を大きくする <input type="checkbox"/> 間隔を狭める <input type="checkbox"/> 直下率（2階柱の下に1階柱がある率）を意識する <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 特にない（又は比較したことがないのでわからない） <input type="checkbox"/> 断面を大きくする <input type="checkbox"/> スパンを短くする <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤補助事業が無くても今回使用した国産材を使った設計をしたいと思いますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらでもない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちらでもない

<p>⑥ ⑤の回答 の理由をお聞 かせくださ い。【自由記 載】</p>		
--	--	--

様式第 6 号－ 3 (CLT)

建築用木材の転換促進支援事業報告書 (CLT)

本事業における施工利用において、CLT を使用した申請者は、下記の 1 から 6 までの質問に回答してください。また、本事業における設計利用において、CLT を使用した申請者は、下記の 7 から 11 の質問に回答してください。なお、共同申請した場合は、共同申請者の意見も踏まえて記載してください。

CLT 以外の助成部材 (JAS 集成材等) がある場合は、様式第 6 号－ 2 (製材) も回答してください。

1. CLT の調達や規格等について (施工利用)

以下の質問に対する回答を記入してください。

施主の名称			
構造の工法(設計ルート)	工法(設計ルート :)		
構造別階数(内訳)	階(階	工法+ 階 工法)
竣工日(又は竣工予定日)	令和	年	月 日竣工(令和 年 月竣工予定)
申請者がこれまでに建築した CLT の棟数	当該物件を含め 棟		
CLT の構造躯体の建方に要した作業者の人工数と日数(基礎施工日数は除く)	人工 (人・日) 日間		
CLT の施工に掛かるクレーン等機械の大きさ別の台数	t ×	m	台
	t ×	m	台
輸送に要したトラックの種類と延べ台数	t 車	台	
	t 車	台	
使用した CLT の製造工場名		(所在地市町村名)	
使用した CLT のプレカット工場名		(所在地市町村名)	
代表的な接合金具の製造工場		(所在地市町村名)	
CLT の納品に要した期間	注文から納入まで約 週間		

発注先に○	発注先：CLT 製造工場、プレカット工場、（それ以外）				
接合金物の納品に要した期間 (代表的なもの)	既製品の場合：約 週間 特注品の場合：約 週間				
建築物のモジュールに○	910 mm、1,000 mm、（それ以外）				
ラミナの地域材の指定に○	指定なし、指定有り（地域：）				
使用した CLT の規格・数量等 ※単価は、規格別に現地着価格（CLT+プレカット加工費+運搬費）とする。なお、円/枚又は円/m ³ のどちらかとする。	部材名	単価（円/枚）※	樹種	強度等級／構成	代表的な部材寸法と枚数 厚さ×幅×長さ×枚数
	屋根				
	横架材				
	壁材				
	床材				
	その他				
CLT 構造部分に使用した接合金物の価格	1 式： 円				
都市計画による地域区分に○	防火地域、準防火地域、22 条地域、それ以外				
建築物の用途による制限	用途（） 耐火建築物（ 階 m ² ）、準耐火建築物（ 階 m ² ）				

今後の普及計画	
---------	--

2. CLTの施工上におけるメリットとデメリットについて（施工利用）

①及び②の質問項目に対する回答を選択してください。

①CLTの施工上におけるメリット【複数選択可】	<p><価格に関すること></p> <input type="checkbox"/> 価格が安い
	<p><調達に関すること></p> <input type="checkbox"/> 納品が早い <input type="checkbox"/> 必要な寸法が入手しやすい <input type="checkbox"/> 必要な量が入手しやすい <input type="checkbox"/> 調達先の選択肢が多い <input type="checkbox"/> 供給が安定している
	<p><品質に関すること></p> <input type="checkbox"/> 強度や曲げ性能が良い <input type="checkbox"/> 品質(反り・ひねり)のばらつきが少ない <input type="checkbox"/> 施工がしやすい <input type="checkbox"/> 材面の見栄えが良い <input type="checkbox"/> 施主への印象が良い
	<p><その他></p> <input type="checkbox"/> その他 ()
②CLTの施工上におけるデメリット【複数選択可】	<p><価格に関すること></p> <input type="checkbox"/> 価格が高い
	<p><調達に関すること></p> <input type="checkbox"/> 納品が遅い <input type="checkbox"/> 必要な寸法が入手しにくい <input type="checkbox"/> 必要な量が入手しにくい <input type="checkbox"/> 調達先の選択肢が少ない <input type="checkbox"/> 供給が安定していない
	<p><品質に関すること></p> <input type="checkbox"/> 強度や曲げ性能が良くない <input type="checkbox"/> 品質(反り・ひねり)のばらつきが多い <input type="checkbox"/> 施工がしにくい <input type="checkbox"/> 材面の見栄えが良くない <input type="checkbox"/> 施主への印象が良くない
	<p><その他></p>

	<input type="checkbox"/> その他 ()
--	----------------------------------

3. なぜ CLT を選択したか理由を具体的に記入して下さい。(施工利用)

4. CLTの調達（製品発注、加工、輸送）において苦勞した点を記載してください。(施工利用)

(必要なサイズを供給できる工場を見つけるのに苦勞した、加工に時間がかかった、パネルサイズと道路幅の関係で現場への搬入が難しかった等)

5. 施工における今後のCLTへの期待や希望 (施工利用)

6. 工務店等の施工者がCLTに取り組みやすくなるためのアイデア・意見について (施工利用)

7. CLTを活用した設計について、これまでの実績と作業時間について、下記の質問に対する回答を記入してください。(設計利用)

申請者がこれまでに設計した CLT の棟数	当該物件を含め 棟
CLT を使った建築物の設計に要した作業者の人工数と日数。	人工 (人・日) 日間
今後の普及計画	

8. なぜ CLT を選択したか理由を具体的に記入して下さい。(設計利用)

※施工者と設計者が同一の場合は以下の質問項目の回答は不要です。

9. 構造設計において苦勞はしましたか？(設計利用)

【とても苦勞した／やや苦勞した／どちらともいえない／あまり苦勞しなかった
／苦勞しなかった】(選択する)

→とても苦勞した／やや苦勞した／どちらともいえない／あまり苦勞しなかったを選択した方は、どのような点で苦勞したか具体的に記入して下さい。

10. 設計における今後の CLT への期待や希望 (設計利用)

11. 設計者がCLTに取り組みやすくなるためのアイデア・意見について（設計利用）

--

様式第7号

令和 年 月 日

建築用木材の転換促進支援事業助成金交付決定通知書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

御社より申請がありました建築用木材の転換促進支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に様式第9号を送付して下さい。

利用事業 No.	
建築物名	
助成金交付決定額	

様式第8号

令和 年 月 日

建築用木材の転換促進支援事業不採択通知書

会社名

代表者名

様

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則

御社より申請がありました建築用木材の転換促進支援事業助成金交付申請書について、審査の結果、建築用木材の転換促進支援事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められることから、不採択と決定されましたので通知します。

利用事業 No.		
建築物名		

建築用木材の転換促進支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき、下記利用事業の助成金を請求します。

利用事業 No.	
建築物名	
交付決定通知日	
請求金額	